

平成30年度第10回五島市農業委員会総会会議事録

公表用

開会日時	平成31年1月25日 午後1時30分							
閉会日時	平成31年1月25日 午後2時38分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 出 席 委 員 (16名)			2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一			8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴	12	奈留 敏弘
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸			16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (3名)	1	南 忠明	7	中村 耕二	15	岩田 弘孝		
推 進 委 員 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	16	尾崎 初雄	17	林 賢市				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 富 江：伊賀紀子主幹 三井楽：野口良美係長 岐 宿：月川美香主査							

議 題	件 名	結 果
議案第 54 号	農地法第 3 条の規程による許可申請について	可 決
議案第 55 号	農地法第 4 条、第 5 条の規程による許可申請の意見の取消について	可 決
議案第 56 号	農地法第 4 条、第 5 条の規程による許可後の計画変更承認申請に係る意見について	可 決
議案第 57 号	農地法第 4 条、第 5 条の規程による許可申請に係る意見について	可 決
議案第 58 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
議案第 59 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
議案第 60 号	贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について	可 決
議案第 61 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

上程案件及び処理結果

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

それでは、平成 30 年度第 10 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、1 番南忠明委員、7 番中村耕二委員、15 番岩田弘孝委員より欠席の旨の報告がっております。その他 13 番角田隆章委員については、遅れて出席するとの報告であります。よって、総会の出席委員は現段階では 19 名中 15 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 10 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第54号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
なお、1番と2番については関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

また、本日の案件にあります、一般法人等が使用貸借、賃貸借等の設定する場合の許可要件ですが、第3項の規定により、取得後の農地が適正に利用されていないと認められるとき、解除する旨の条件が書面による契約において付されていること、また他の農業者との適切な役割分担のもと継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、さらにその法人の業務を執行する役員又は使用人のうち1人以上が耕作等に常時従事すると認められることによって判断いたします。引き続き議案の説明をいたします。

【13番角田隆章委員入室】

3ページをご覧ください。

議案第54号

1番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 田、外田3筆、4筆合計4,461㎡
賃借人：〇〇町〇〇 〇〇番地
〇〇〇〇
賃貸人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業
借受理由：当該地を借り受けて農業経営を開始する。
貸出理由：新規に設立した法人へ貸し出して支援する。
契約内容：2年間の賃貸借 対価4筆合計 年額66,915円

続きまして

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 田、外田1筆、2筆合計1,605㎡
賃借人：〇〇町〇〇 〇〇番地
〇〇〇〇
賃貸人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業
借受理由：当該地を借り受けて農業経営を開始する。
貸出理由：新規に設立した法人へ貸し出して支援する。
契約内容：2年間の賃貸借 対価2筆合計 年額14,500円

次に、1月17日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては農地法第3条第2項の第2号と第4号を除く各号に該当しないため、さらに第3条第3項の各号を満たしているため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第54号の1番と2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番と2番は許可されました。

○議長

次に、議案第54号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外畑2筆、田6筆、9筆合計12,505㎡
譲受人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業
譲渡人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職
譲受理由：父から貸借している農地を譲り受けて引き続き耕作・管理する。
譲渡理由：高齢になったので息子に譲り渡す。
契約内容：贈与

次に、1月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第54号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第55号農地法第4条・第5条の規定による許可申請の意見の取消について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、5から6ページをご覧ください。議案第55号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 7.52㎡
〇〇町〇〇番 畑 0.23㎡

	〇〇町〇〇番	畑	0.93 m ²	
	〇〇町〇〇番			
畑	7.74 m ²			
	〇〇町〇〇番	畑	202 m ²	
	〇〇町〇〇番	畑	196 m ²	
	〇〇町〇〇番	畑	88 m ²	
	〇〇町〇〇番	畑	200 m ²	
	合計		702.42 m ²	第2種農地

申請人：〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇

転用目的：〇〇〇〇

本案は、平成30年12月26日開催の第9回五島市農業委員会総会において、議案第50号農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について、農地法第4条許可申請において許可相当の採決を受けた議案であります。平成31年1月9日付けで農地法第4条による許可申請の取下げ申立書が、申請者の〇〇〇〇から提出されております。当初計画者が転用事業完了前に当初の転用目的を変更する場合は、計画変更の承認を得るのみで新たに、4条及び5条の許可申請の必要はありません。第9回五島市農業委員会総会において計画変更承認申請は、承認相当の採決を受けております。よって、農地法第4条・5条の規定による許可申請の意見の取消についての議案であります。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第55号の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第55号、農地法第4条・第5条の規定による許可申請の意見の取消については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第56号の農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見についての1番を審議いたします。

なお、本案と議案第57号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見についての1番については関連があり、そのほか2番から5番についても一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

ページが7から8ページです。議案説明の前に農地法第4条・第5条の規定による許可申請に関する参照文を要約して説明します。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設用地等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、9ページの議案第56号の1番をご説明いたします。

本案は、平成10年10月20日付けでレストラン及び簡易宿泊施設用地として農地法第5条の転用許可を得た案件であります。経済状況の変化に伴う既存事業の業績悪化により新規事業にかかる資金調達が困難になり予定事業に取り組みなかった為、転用目的を変更するとともに承継者による、フラワーパーク用地として農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 1305.54㎡ 第2種農地

承 継 者：〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

当初計画者：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：(変更前)レストラン及び簡易宿泊施設用地 (変更後)フラワーパーク用地
付近状況図、配置図につきましては、議案第57号の1番をご説明いたします。

10ページをご覧ください。議案第57号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 1305.54㎡ 第2種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：フラワーパーク用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約90mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、切土を最高0.2m、最低0.1mの造成工事を施工し、東西北側境界は、山林に囲まれ南側は、公衆用道路となっております。申請地は四季折々の花を植え、砂利敷の遊歩道を設置し、ジオパークの一環である澄瀬地区の見所とする計画です。周辺地に土砂等の流失の恐れはなく、また、建物等の設置の予定はなく、日照、通風、耕作等に支障は及びません。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。

本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

次に、11ページをご覧ください。議案第57号の2番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 294㎡ 第3種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇 〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約 300mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、原状のまま利用し、隣接境界線は地盤より 10cm 高いコンクリート擁壁を敷設し、建物建設部分を除く地表をコンクリート舗装することで土砂流失や崩壊の恐れはなく、近隣に耕作している農地もなく日照・通風等に影響はないと思われます。また、雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、水路放流とする計画となっております。

次に、12 ページをご覧ください。議案第 57 号の 3 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 382 m² 第 3 種農地

申請人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 400mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、原状のまま利用し、隣接する 643 番 4 の境界にブロック塀を設置することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣に耕作している農地もなく、宅地化されており日照・通風等影響はないと思われます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、13 ページをご覧ください。議案第 57 号の 4 番をご説明いたします

所在：〇〇町〇〇番 畑 2003 m² 農用地区域内の農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇より西へ約 520mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内で都市計画区域内にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、すでに石垣が設置されており土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物を被害の恐れのない場所を選定し建設するため日照・通風・耕作等に影響はないと思われます。本案は、平成 30 年度五島市肉用牛パワーアップ事業補助金により、申請地と隣接する同所 971 番(原野)241 m²を事業併用地として、牛舎 1 棟及び堆肥舎 1 棟を建設する計画となっております。雨水排水は、自然流下及び浸透枳に集水処理し、生活雑排水の発生はなく、牛舎内の糞尿は床にオガコを敷き詰め年数回の除糞を行う計画となっております。

本案は、農用地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成 30 年 8 月 22 日に用途が農業用施設用地に用途変更されております。

本案は、全地区協議会を開催しております。

次に、14 ページをご覧ください。議案第 57 号の 5 番をご説明いたします

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 130 m² 第2種農地

申 請 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約70mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、申請地の半分は、コンクリート舗装され土砂等流失の恐れはなく、露天の駐車場として利用するので日照、通風等影響はなく、営農に支障は及びません。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。

本案は、〇〇〇〇の支所から500m以内の農地の第2種農地になっており、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上で説明を終わります。

○議長

次に、議案第56号の1番及び議案第57号の1番から5番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第56号の1番及び議案第57号の1番と4番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました議案第56号の1番及び議案第57号の1番と4番について、当協議会は去る1月16日、現地調査を行いましたのでその結果をご報告いたします。

議案第56号の1番

所 在：〇〇町〇〇番

承 継 者：〇〇〇〇

当初計画者：〇〇〇〇

転用目的：(変更前)レストラン及び簡易宿泊施設用地
(変更後)フラワーパーク用地

議案第57号の1番

所 在：〇〇町〇〇番

申 請 者：〇〇〇〇

転用目的：フラワーパーク用地

議案第57号の4番

所 在：〇〇町〇〇番

申 請 者：〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

議案第56号の1番は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請は、やむを得ないと認められる。

議案第 57 号の 1 番の申請地は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。議案第 57 号の 4 番の申請地は、農用地区域内の農地で農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、フラワーパーク用地及び農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により、第 56 号の 1 番は、承認相当、第 57 号の 1 番及び 4 番は、許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 57 号の 2 番と 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長(代理)

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました議案第 57 号の 2 番と 3 番について、当協議会は去る 1 月 17 日、現地調査を行いましたのでその結果をご報告いたします。

議案第 57 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番

申 請 者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

議案第 57 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇番

申 請 者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

議案第 57 号の 2 番と 3 番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地である。

周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 57 号の 5 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました議案第 57 号の 5 番について、当協議会は去る 1 月 17 日、現地調査を行いましたのでその結果をご報告いたします。

議案第 57 号の 5 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

本案の申請地は、〇〇〇〇から 500m 以内の農地域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決をいたします。議案第 56 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、承認相当、議案第 57 号の 1 番から 5 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号の 1 番は承認相当、議案第 57 号の 1 番から 5 番は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 58 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。15・16 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。17 ページをご覧ください。本日も審議いただく農用地利用集積計画につきま

しては、利用権設定が田 22 筆、畑 47 筆の計 69 筆で、面積が 137,809 ㎡。所有権移転につきましては、畑 8 筆で、面積が 18,342 ㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の 1 番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

18 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者：〇〇〇〇

利用権を設定する土地：田 6 筆 2,899 ㎡

更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

1 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 58 号、利用権設定の 1 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号、利用権設定の 1 番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員出席—

○議長

次に、議案第 58 号、利用権設定の 2 番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

18 ページをご覧ください。

- 2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇
利用権を設定する者：〇〇〇〇
利用権を設定する土地：畑 3 筆 2,586 m²
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
2 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 58 号、利用権設定の 2 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号、利用権設定の 2 番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
—〇〇番〇〇〇〇委員出席—

○議長

次に、議案第 58 号利用権設定の 3 番 1 から 13 番、所有権移転の 14 番から 16 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

19 ページをご覧ください。

- 3 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇
利用権を設定する者：〇〇〇〇
利用権を設定する土地：田 2 筆
- 3 番 2 〇〇〇〇 畑 5 筆
以上 3 番 1 から 3 番 2 の面積合計は田 2 筆 畑 5 筆の計 7 筆 10,741 m²、
3 番 1 が更新、3 番 2 が新規、契約内容は賃貸借権となっております。
なお、3 番各号につきましては中間管理事業によるものです。
- 4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者：〇〇〇〇
利用権を設定する土地：畑 1 筆 1,922 m²
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 5 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者：〇〇〇〇 外 2 名
利用権を設定する土地：畑 2 筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 5 番 2 〇〇〇〇 畑 2 筆
- 5 番 3 〇〇〇〇 畑 1 筆

- 5番4 ○○○○ 畑1筆
5番5 ○○○○ 畑1筆
以上5番1から5番5の面積合計は畑7筆 19,690㎡、
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 6番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：畑4筆
- 6番2 ○○○○ 畑5筆
6番3 ○○○○ 畑3筆
6番4 ○○○○ 外2名 畑1筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
以上6番1から6番4の面積合計は畑13筆 24,500㎡、
6番1が新規、6番2から6番4が更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 7番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：畑6筆 11,325㎡
- 8番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：畑2筆
- 8番2 ○○○○ 外2名 畑1筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 8番3 ○○○○ 畑3筆
8番4 ○○○○ 畑2筆
以上8番1から8番4の面積合計は畑8筆 合計38,504㎡
8番3の三井楽町柏118番1と119番2が新規、その外は更新で、契約内容は8
番3の三井楽町柏118番1と119番2が使用貸借権、その外は賃貸借権となっ
ております。
- 9番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：田1筆 1,344㎡
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 10番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：田4筆 畑2筆
- 10番2 ○○○○ 畑2筆
以上10番1から10番2の面積合計は田4筆、畑4筆 計8筆 8,077㎡、
新規で、契約内容は10番1の岐宿町楠原1438番15、1438番16が使用貸借権
その外は賃貸借権となっております。
- 11番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○ 外4名
利用権を設定する土地：田1筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 11番2 ○○○○ 田1筆
11番3 ○○○○ 田2筆

以上 11 番 1 から 11 番 3 の面積合計は田 4 筆 6,750 m²
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

12 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者：〇〇〇〇

利用権を設定する土地：田 3 筆 6,643 m²

新規で契約内容は賃貸借権となっております。

13 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者：〇〇〇〇

利用権を設定する土地：田 2 筆 2,828 m²

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。14 ページをご覧ください。

14 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

所有権を移転する者：〇〇〇〇

所有権を移転する土地：畑 1 筆 5,614 m²

契約内容は売買で、対価は〇〇万円となっております。

15 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

所有権を移転する者：〇〇〇〇

所有権を移転する土地：畑 5 筆 10,202 m²

契約内容は売買で、対価は 5 筆 合計 100 万円となっております。

16 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

所有権を移転する者：〇〇〇〇

所有権を移転する土地：畑 2 筆 2,526 m²

契約内容は売買で、対価は 2 筆 合計〇〇万円となっております。

3 番 1 から 16 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構
想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答:なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 58 号、利用権設定の 3 番 1 から 13 番、所有権
移転の 14 番から 16 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号、利用権設定の 3 番 1 外 24 件、所有権移
転の 14 番外 2 件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 59 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地
利用配分計画(案)に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。25 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 58 号 3 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。26 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地：田 2 筆 2,430 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地：畑 5 筆 8,311 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

1 番から 2 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 59 号農用地利用配分計画に対する意見については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号農用地利用配分計画に対する意見については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 60 号贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案第 60 号贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明についてご説明いたします。27 ページをご覧ください。

まず、贈与税納税猶予の特例の適用要件についてご説明します。贈与者については、贈与の日まで 3 年以上引き続き農業を営んでいた個人で、過去に農地を推定相続人に対し

贈与し、その農地が相続時精算課税制度及び納税猶予の特例を受けていない事となっております。

次に受贈者については、贈与者の推定相続人のうちの1人で、贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること、また贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地において農業経営を行うこととなっております。

納税猶予が打ち切られる場合としましては、その農地について第3者への譲渡、貸付、転用又は耕作の放棄等があった場合、また、受贈者が特例農地等に係る農業経営を廃止した場合、3年毎に継続届出書を提出すべき受贈者が届出書を提出しなかった場合となります。

新たに贈与税等の納税猶予の特例を受ける場合には、農業委員会から適格者であるとの証明を受けなければなりません。今回、適格者証明の該当者はいませんでした。

28ページをご覧ください。既に納税猶予制度の特例を受けている受贈者は、3年に一度、農業経営を継続していることを税務署及び長崎県へ届け出る必要があります。その際は、農業委員会から引き続き農業経営を行っている旨の証明を受けることとなっております。

今回、対象となりますのは、〇〇〇〇 外24名でございます。この中で、1点誤りがありますので訂正いたします。番号20の〇〇〇〇さんの住所が「〇〇町〇〇 〇〇番地」となっていますが、正しくは「〇〇町〇〇 〇〇番地」です。訂正をお願いします。

今回、議案としております対象者につきましては、先日開催されました各地区協議会および農業委員への電話確認におきまして、引き続き農業経営を行っている旨確認をいただいております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第60号の贈与税等納税猶予に関する、引き続き農業経営を行っている旨の証明25件を証明することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号の贈与税等納税猶予に関する、引き続き農業経営を行っている旨の証明25件は原案のとおり証明することに決しました。

○議長

次に、議案第61号農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第61号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。30ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することになっていて、手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について第

4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。31 から 32 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 4 筆、畑 16 筆、樹園地 1 筆の計 21 筆、合計面積は 16,524 ㎡となっております。

4 月からの累計は田 139 筆、畑 257 筆、樹園地 3 筆の 399 筆、合計面積は 348,221.01 ㎡となっております。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 61 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。

始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. その他

○議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 10 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 2 時 38 分 閉会＝